

町報

KADOGAWA

かどがわ

10

平成13年10月号 第475号

今月の主な内容

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ■いきいきまちフェスティバルイン門川…………… 2 | ■住民監査請求の公表…………… 6～8 |
| ■総合文化祭（作品展）…………… 3 | ■基本健康診査…………… 10 |
| ■総合文化祭（体育部門）…………… 4 | ■大腸内視鏡検診…………… 11 |



第16回 かどがわ納涼花火大会

8月25日（土）門川海浜総合公園におきまして「第16回かどがわ納涼花火大会」が行われました。約4,800発の花火が門川の夜空を彩り、町内外から訪れた約4万人の観客が楽しいひとときを過ごしていました。

日本一住みよい門川町

- 3、彫刻
 - ・重量は10kg以内とし、大きさは床面積1㎡以内、高さ2m以内とします。
- 4、工芸
 - ・彫刻に準じます。
- 5、写真
 - ・大きさは、4つ切り(ワイド含む)以上、全紙以内とし、パネル張りとしません。

- ③ 搬入期日
 - 10月31日(水) 午後2時~午後6時
 - ④ 搬入場所
 - クリエイティブセンター
 - ⑤ 問い合わせ
 - 教育委員会 社会教育課
- 電話(63) 1140(内線266)

- ① 募集要領
 - ・半切以内を原則とし、縦横自由とします。
 - ・作品には釈文を添付してください。
- 2、絵画
 - ・大きさは50号以内とし、額装するなど絵の保護をして出品してください。
 - ・水彩、クレヨン画などは画用紙に描いてそのままの出品を認めますが、押しピンで留めて展示することをご了承ください。

- ② 作品搬入
 - 1、作品展出品票(様式1)、作品票(様式3)を事前に記入し、作品票を作品の裏にしっかりと貼り付けてください。
 - 2、団体単位で出品するときは、10月22日までに作品展出品票(様式1(団体用))を社会教育課に届け出るようにしてください。
- ※各様式は、社会教育課に置いてあります。

作品募集!!

いよいよ文化祭の季節となり、今年も作品展が開催されます。募集要領は次のとおりです。多数のご応募をお待ちしております。

- 6、陶芸
 - ・大きさは壁面積で50号以内とし、出品者が自分で搬入できる重さとしません。
- 7、その他
 - ・その他の作品については特に規定はありませんが、華道、盆栽、蘭などにつきましては、展示期間中の管理は出品者が責任を持って行っていただきます。

総合文化祭作品展

いきいきまちフェスティバルイン門川

産業と文化の祭典

11月3日(土)~4日(日)
2日間

門川町文化会館および
周辺会場において開催

主催

門川町地場産業振興対策協議会・門川町商工会・門川町文化協会
門川町教育委員会・(財)門川ふるさと文化財団

産業・商業・文化の一大イベントとして「いきいきまちフェスティバルイン門川」が盛大に開催されます。イベント会場では、本町の特産品や商工業製品および食料品等の展示即売が行われ、クリエイティブセンターの室内では、門川町総合文化祭としての作品等が展示されます。また、ステージでは合唱や邦楽、日本舞踊などの発表大会や、産業まつり、商業まつりの歌謡ショーなどが予定されています。みなさん、お問い合わせの上、お越しください。

文化部門の行事です			
期日	会場	行事名	問い合わせ
11月3日(金) ~4日(土)	クリエイティブセンター 研修室	華展	門川町華道連盟 川西悦子 ☎63-2285
	クリエイティブセンター 会議室	日向寒蘭展示会	蘭友会 三浦春美 ☎63-1501
	クリエイティブセンター 体育室	作品展	門川町教育委員会 社会教育課 ☎63-1140
	文化会館ロビー	和紙ちぎり絵一日体験 コーナー	和紙ちぎり絵「紅の会」 伊東典子 ☎0982-34-4669
	文化会館	第11回芸能発表会	門川町文化協会 米良来 ☎63-1096
11月11日(日)	クリエイティブセンター 研修室	合同茶会	門川町茶道連盟 中島宗美 ☎63-6533
11月25日(日)	クリエイティブセンター 教養文化室	県北門川ふれあい 将棋大会	門川将棋愛好会 堀川昌信 ☎63-6258
12月9日(日)	文化会館	第16回合唱のつどい	門川町文化協会音楽部会 長友チズ子 ☎63-2968



前年のいきいきまちフェスティバルより

体育部門についてお知らせします

あなたも参加しませんか！

参加を希望される方は、各大会開催日の1週間前までにお申し込みください。

<p>少女バレーボール</p> <p>◇とき 11月4日(日) 9時開会 勤労者体育センター 五十鈴小体育館 江藤 優子 ☎(63)1035</p> <p>◇申込先</p>	<p>ゲートボール</p> <p>◇とき 11月2日(金) 8時30分開会 海浜公園 ゲートボール場 小野 吉重 ☎(63)5357</p> <p>◇申込先</p>	<p>四半的弓道</p> <p>◇とき 11月16日(金) 道場 総合福祉センター 児玉 登 ☎(63)2951</p> <p>◇申込先</p>	<p>卓球</p> <p>◇とき 12月2日(日) 9時開会 中央公民館 小学生・新人・個人・団体の部 長友 幸夫 ☎(63)1454</p> <p>◇申込先</p>	<p>グラウンドゴルフ</p> <p>◇とき 11月26日(月) 9時開会 海浜総合公園多目的広場 和田九州男 ☎(63)4876</p> <p>◇申込先</p>	<p>バレーボール</p> <p>◇とき 12月2日(日) 9時開会 勤労者体育センター 五十鈴小体育館 江藤 優子 ☎(63)1035</p> <p>◇申込先</p>	<p>バドミントン</p> <p>◇とき 11月25日(日) 勤労者体育センター 池田 和雄 ☎(63)4641</p> <p>◇申込先</p>	<p>少年ソフトボール大会</p> <p>◇とき 未定 海浜総合公園 小川百合秋 ☎(63)5741</p> <p>◇申込先</p>	<p>少年サッカー大会</p> <p>◇とき 12月1日(土) 海浜総合公園多目的広場 吉本 政文 ☎(63)1140</p> <p>◇申込先</p>	<p>少年少女バドミントン大会</p> <p>◇とき 11月23日(金) 勤労者体育センター 藤崎 泰雄 ☎(63)4230</p> <p>◇申込先</p>	<p>ソフトボール</p> <p>◇とき 11月23日(金) 9時開会 海浜総合公園多目的広場 田中 豊和 ☎(63)6574</p> <p>◇申込先</p>	<p>ソフトテニス</p> <p>◇とき 11月25日(日) 海浜総合公園テニス場 金丸美知子 ☎(63)2886</p> <p>◇申込先</p>	<p>野球</p> <p>◇とき 11月18日(日) 9時開会 海浜総合公園野球場 岩切 和生 ☎(63)2211</p> <p>◇申込先</p>	<p>ミニバレーボール</p> <p>◇とき 12月9日(日) 8時30分開会 勤労者体育センター 金田シゲ子 ☎(63)4082</p> <p>◇申込先</p>	<p>ミニテニス</p> <p>◇とき 12月16日(日) 8時30分開会 勤労者体育センター 高橋ミユキ ☎(63)1498</p> <p>◇申込先</p>	<p>テニス大会</p> <p>◇とき 12月2日(日) 9時開会 海浜総合公園テニス場</p> <p>◇申込先</p>	<p>弓道</p> <p>◇とき 11月4日(日) 9時30分開会 幸節館 岩崎 幸明</p> <p>◇申込先</p>
---	---	---	--	--	---	---	---	--	---	--	--	--	--	--	---	--

今月は国民健康保険被保険者証の切替です。有効期限は10月末までです。更新を受けましょう。

○期限切れのため、現在交付の保険証は11月1日から使用できなくなりま

す。○10月22日から更新の手続きができません。

○届け出もれはありませんか？
社会保険への加入・脱退、転入・転出、出生・死亡に伴う異動が生じた場合は届け出をお願いします。
また、住所が変わった時も届け出が必要

です。
※子どもさんが学生である場合など、遠隔地保険証が必要な場合は、更新時に在学証明書が必要となります。
お早めにご準備ください。

※保険証更新の日程については、「国保だより(平成13年10月発行No.2)」に各地区ごとの日程表を載せてありますので、ご覧になっておいてください

注意事項

- 10月22日(月)から11月2日(金)までの間は、役場の町民室に保険証の切替窓口を設置しますので、ご利用ください。
 - 昼休み時間(12:00～13:00)は通常、業務をしておりますが、保険証の切替に限り窓口で行うことができます。期間は、10月22日(月)から11月2日(金)までです。
 - 日中、切替ができない方のために、17:30～19:00までの間、役場健康管理課国保係(8番窓口)で切替が出来ます。期間は、10月22日(月)から11月2日(金)までです。
- ※①～③の業務につきましては平日のみです。
(土、日曜日は除きます)

お問い合わせ

健康管理課 国民健康保険係
☎(63)1140(内線2322)

住民監査請求の公表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき請求のあった住民監査請求について、同条第3項の規定により公表いたします。

為です。そこで、用地買収の契約の無効を求めて、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明資料を添え、住民監査を請求します。

事実証明資料

- 平成12年門川町議会第3回定例会会議録
- 平成7年5月発行、平成11年8月発行の門川町議会だより

- 地方自治法第115条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条、第29条、抜粋
- 図書館建設アンケート用紙

平成13年7月17日

請求人

- 廣島喜代弘
門川町大字門川尾末
8253番地
- 山崎 珠枝
門川町大字門川尾末

請求の要旨

金丸親治門川町長は、平成12年11月21日に、当時、営業中だったマルミヤスーパーから、図書館用地を1億3千2百万円で購入しました。しかし、この用地買収契約は、次に述べる理由で、違法かつ不当な財産購入であり、町民にとって不利益をもたらす行為です。

承諾し、町民に秘密にすることをしました。
この事は、建設予定地について、議会の専門委員会や本会議で、十分審議し、議決されないことを意味します。これは、地方自治法第115条の手続きを無視し、町民への議会公開の原則をふみにじるものです。

(2)図書館の建設予定地を教育委員会にも諮らず、町長が選定し、議会に先に上程したことは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条及び29条」に違反します。

この事は教育委員会が独立機関として機能していない事も意味します。

(3)図書館建設地のマルミヤ跡地は、複雑な交差点の側で、町長も「非常に危険な場所」と議会でも認めています。住民の安全性、利便性を十分に考慮していません。
また、当初、中央公民館を取り壊して、複合館としての計画だったのが、短期間で単独館に変更されました。その経緯が不透明です。

上記により、今回の図書館用地買収の契約は、何ら公益性が認められない違法かつ不当な行

8541番地4

請関 實

門川町加草1丁目

126番地

米良 重靖

門川町大字門川尾末

978番地2

後藤 純子

門川町平城西12番3号

神崎千香子

門川町加草5丁目30番地

関係人の調査

平成13年8月22日、24日に本件請求にかかる関係職員の調査を実施した。

監査の実施

1. 町立図書館建設について用地買収契約に至るまでの経緯

- ①教育委員会は平成9年10月に町立図書館建設についての提言書を町長へ提出。
- ②平成10年9月定例議会で公立図書館の必要性について長期的な展望に立ち前向きに研究すると教育長答弁
- ③図書館建設計画準備会が平成11年7月29日に発足
- ④図書館建設審議会を平成11年12月1日に設置
- ⑤平成12年9月13日開会の定例議会に図書館建設にかかる用地購入費の補正予算案が提出された。
- ⑥平成12年9月18日に教育委員会が図書館建設用地の選定について議決した。
- ⑦補正予算案は9月19日本会議の付託を受けて同日、文教厚生常任委員会で可決された。
- ⑧9月22日の本会議に於て、図

2. 措置請求に係る土地売買契約の確認
- 物件の表示
門川町大字門川尾末字口
毛田1611番1
- 宅 地
2,778.09㎡
- 契約者
門川町長 金丸 親治
- 相手方
株式会社 マルミヤ下川
代表取締役 宮野 雅良
- 金額
132,000,000円
- 契約日
平成12年11月21日
- 所有権移転登記日
平成13年1月23日

請求の受理

本件請求は一部補正を認め平成13年8月8日に受理した。

監査対象事項

地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の対象は地方公共団体の長、若しくは職員等の違法又は、不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実であり、本件住民監査請求は門川町長が締結した土地売買契約が違法行為又は、不当行為に当るかが監査対象となる。

請求人の意見陳述等

地方自治法第242条第5項の規定により、平成13年8月13日付文書をもって平成13年8月

監査結果

1. 用地売買契約を違法かつ不当とする理由(1)について

本件、図書館用地取得に関し、地方自治法第115条の手続きを無視し、議会の公開原則に反する手続きを行ったと言うものであるところ、門川町長は平成12年9月13日、本件図書館用地取得の補正予算案を議会に提案し、門川町議会において、議案第45号として本件図書館用地の取得につき議決した。同日の本会議はもちろん公開されておるものである。のみならず、上記、議会の行為は地方自治法第242条に基づき住民監査請求の対象とはならない。

2. 用地売買契約を違法かつ不当とする理由(2)について

①教育委員会は平成9年10月、

図書館建設要請の提言書を町長に提出しており、長期計画の位置付として立案機能を果たしている。一方図書館用地の取得については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条第3号により町長の職務権限として認められており、図書館用地としてどこを取得するかは町長の権限であり同法28条違反とはならない。

3. 用地売買契約を違法かつ不当とする理由(3)について

②図書館用地取得に伴う予算案は平成12年9月13日に議会に提案され、教育委員会は9月18日に図書館敷地の選定を議決した。

この違法、不当とする理由は図書館建設地周辺の道路状況と交通安全上の環境についての指摘、中央公民館との関連であり図書館に関する行政運営上の問題である。地方自治法242条に基づく住民監査請求は職員等の違法行為を対象とするものであり監査請求の対象とはならない。

同予算案は9月19日の文教厚生常任委員会の可決を経て、9月22日の本会議で議決されている。

4. 門川町長が平成12年11月21日に締結した図書館用地の土地売買契約を違法かつ不当な行為として契約の無効を求めるとして請求について

同法29条の教育に関する事務の議案を作成する場合の教育委員会の意見聴取については、議案提出から議決までの間は、議案の段階であり、同法29条違反とはならない。

本件について関係機関並びに関係職員の調査、契約書、帳簿、帳票等の関係書類の監査を実施した結果、この土地売買契約は教育委員会の敷地選定の議決、町議会の図書館用地取得の補正予算案の議決、

図書館建設委員会の意見を聞き締結されたものであり、いずれも地方自治法並びに門川町財務規則により執行され又は処理されており、地方自治法第242条第1項の請求理由としての財務会計上の違法行為、不当行為は認められない。よって本件監査請求は棄却する。

監査結果の通知

地方自治法第242条第3項の規定により監査結果を平成13年9月12日に請求人へ通知した。

平成13年10月1日

門川町監査委員
小林 作市
門川町監査委員
請関 勝廣

薬と健康の週間 10月17日～23日

薬は、病気を治し体の正常な働きを促して私たちの健康な生活を守ってくれます。しかし使い方を誤ると、副作用が生じることもあります。あなたは正しい薬を正しく理解して使っていますか？

知っている？ 聞いている？ お薬の正しい使い方

選び方 薬の正しい使い方

1 必ず専門家に相談を

薬を効果的かつ安全に使用するために、まず薬剤師などの専門家に相談して選びましょう。分からないことをきちんと尋ね、薬についてよく理解してから服用しましょう。



2 薬の添付文書を必ず読もう

薬の添付文書には、用法、用量、効能のほか、使用上の注意が記載されています。よく読んでから、正しく使用するための習慣をつけるようにしましょう。



3 高齢者には特に注意を

高齢者は、肝臓やじん臓などの働きが弱くなって、薬の作用が強くなり過ぎるなど、思わぬ副作用が出る場合があります。薬を併用する場合も多いので特に注意が必要です。



4 湿気や高温を避けて保管

薬は、湿気、光、高温などによって品質が低下します。密閉した容器に入れ、日光や高温にさらされない冷暗所に保管しましょう。



5 子どもの手の届かない所に

乳幼児・小児が誤飲しないように、薬の置き場所には十分に気をつけましょう。薬をほかの容器に入れ換えたり、殺虫剤や農薬などと一緒保管したりするのは厳禁です。



医薬品副作用被害救済制度をご存知ですか？

- この制度は、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法に基づく公的制度です。
- 医薬品を正しく使用したにもかかわらず入院を必要とするなどの重篤な副作用が生じた場合には、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われています。
- 救済給付の請求については、当機構へご相談ください。
- 制度の仕組みを解説したパンフレットと請求用紙を無料でお送りします。



医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 相談室
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル9F
☎ 03(3506)9411(ダイヤルイン)

「消費者くすり相談室」からのお知らせ

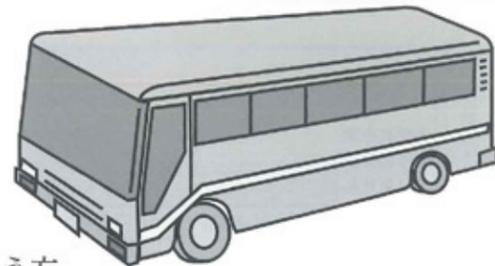
- 医薬品機構では、消費者の方々からの薬についての効能、安全性や相互作用などの疑問にお答えする電話相談を行っています。
- 相談は、専任の薬剤師の相談員が対応します。月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の午前9時から午後5時まで受け付けています。



医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 消費者くすり相談室
☎ 03(3506)9457(ダイヤルイン)

大腸内視鏡検診のお知らせ

(ファイバー)



- 内視鏡健診日 平成13年10月31日(水)
- 健診会場 門川町役場
- 健診料金 1,000円
- 対象者 便潜血検査(検便)で陰性という方
- 検診方法
- ・便検査がすんでいない方は、事前に便検査を受けていただきます。(40才未満で1,500円、40才以上は500円です。)
 - ・検査バスでの個別検診です。
 - ・検査の時間は1人5分~10分程度です。また、検査の結果はその場で聞く事ができます。
 - ・食事の制限は一切ありません。
 - ・検査のための前準備は、錠剤の下剤と浣腸のみです。自宅や職場で準備をして会場に来ていただきます。
 - ・検診部位は、直腸~S状結腸までの約50センチ前後です。

内視鏡検診説明会

次の日程にて、内視鏡検診についての詳しい説明会を実施いたします。検診を希望される方やもっと詳しくお知りになりたい方はぜひご出席ください。また、説明会時に、検診の予約申し込みを受け付けいたします。

説明会日程

- 日時 10月24日(水)
- 会場 門川町役場2階会議室
- 時間 午前9時30分 開始

● 締切日 ●
10月29日(月)
午前中まで
 説明会に出席できない方は、電話にて検査の予約申し込みを受け付けします。

問い合わせ 健康管理課 健康づくり係 ☎63-1140 (内線230・231)

基本健康診査がはじまります!!

- 対象 40歳以上
- 検診内容 身体計測・検尿・血圧測定・血液検査・内科診察・心電図
- 料金 1,000円(70歳以上の方は無料です。)
- 期間 平成13年10月1日(月)~11月30日(金)
- 実施病院 次表のとおりです(受付時間は守りましょう)

医療機関	電話番号	健診日	受付時間
日向病院	63-1321	10/11・10/25・11/8 11/22	午後1:30~ 3:30
田中病院	63-2211	月~土 (ただし、土曜日は午前中のみ)	午前8:30~12:00 午後2:00~ 4:00
白石病院	63-1365	月~土	午後2:00~ 4:00
長田整形外科医院	63-0507	月・火・水・金	午後2:00~ 4:00

☆ 血液検査がありますので午前中受診する方は朝食を、午後受診する方は昼食を食べずに受診してください。

次の方は、対象となりませんのでご注意ください。

- 高血圧、糖尿病、心臓病等で現在治療をしている方
- 平成13年6月~9月の間に節目健診や地区公民館で健康診査を受診した方
- 職場にて健康診査を受診する方

生活習慣病は自覚症状がないままに進み、症状が出たときは治療となる場合が多いものです。年に1回、基本健康診査を受けて、検査数値で自分の健康をみてみませんか。健診をとおして自分の健康を再確認しましょう。

問い合わせ 健康管理課 健康づくり係 ☎63-1140 (内線230・231)

証言記録でふりかえる差別の歴史

ハンセン病の歴史を知ろう

明治以来90年病む者たちを故郷や肉親から引き裂き、職場も名前も捨てさせたばかりか人間であることさえ拒否し続けてきた「らい予防法」が廃止されました。果たして私たちの心の壁もなくなったのでしょうか？

門川町のハンセン病患者は2名いますが、故郷に戻ることはないでしょう。「このまま静かにここで暮らしたい」と書いています。

らい病患者たちが受けてきた差別の歴史事実を知るために記録映画の上映を次の日程で行います。ハンセン病に関心のある方はどなたでもご参加ください。

「おかあさんボクいくよ」
 そういつて小学6年の息子は、
 ハンセン病隔離のため警察官に連れられて、
 わたしの前から消えていきました。

期 日 平成13年10月20日(土) 午後1時~3時
 場 所 クリエイティブセンター 2階視聴覚室

ビデオ内容 ①ハンセン病について
 ②らい予防法ができる前と法による強制隔離後の患者たちの生活
 ③偏見と差別の実態

問い合わせ 健康管理課 健康づくり係 ☎63-1140 (内線230・231)

平成13年10月から介護保険料が全額負担となります

65歳以上のみなさまへ

平成12年4月に介護保険制度がスタートしていますが、65歳以上の高齢者の介護保険料については、制度についての理解を深めながら、段階的に負担していただけるように特別対策として9月まで本来の保険料の半額とされていたもので、10月から本来の額を納めていただくことになりました。
 すでに40歳から64歳までの方々には、昨年の4月から満額支払っていたいただいております。みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。



平成12年度から14年度の65歳以上の方の保険料
 ※網掛け部分が、納めていたただく額です。

	平成13年度			
	年額	4・6・8月	10月	12・2月
第1階層	13,100	1,400	3,100	2,900
第2階層	19,600	2,100	4,500	4,400
第3階層	26,200	2,900	5,900	5,800
第4階層	32,800	3,600	7,400	7,300
第5階層	39,300	4,300	8,800	8,800

○特別徴収(年金天引き)の場合
 年金額18万円以上の方
 年金支給月に2ヶ月の保険料を天引きさせていただきます。

	平成13年度			
	年額	6月	7~9月	10~3月
第1階層	13,100	1,100	800	1,600
第2階層	19,600	1,600	1,200	2,400
第3階層	26,200	2,200	1,600	3,200
第4階層	32,800	2,200	2,000	4,100
第5階層	39,300	2,700	2,400	4,900

○普通徴収(納付書払い)の場合
 年金額18万円未満の方や障害年金、遺族年金等の受給者
 6月から翌年3月までの10回払いです。希望する口座から引き落としにすることもできます。

転入したとき。
 ・年度の途中で保険料の額が変わったとき。
 ※翌年度の10月からは、年金から差し引かれる方法に変わります。

介護の問題は、国民みんなで支え合い、家族を助けていこうというのが介護保険制度の趣旨です。

このため、高齢者の方々にも、世代間の助け合いという観点から、現役世代にも支えてもらいながら、全体の費用の一部(約6分の1)を保険料として、一人ひとりで負担していただき、いざというときに備えていただくというものです。

町民税の課税状況などに応じて、5段階の保険料となっており、町民税が非課税である世帯の方については、負担感のないよう低い保険料が設定されています。

みなさまのご理解をよろしくおねがいいたします。

お問い合わせ
 健康管理課 介護保険係
 ☎(63)1140(内線234)

10月は土地月間です

土地は公共性・社会性を持った限られた資源です。
 国土利用計画法では、一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合、利用目的審査のため契約後2週間以内に権利取得者(売買の場合は買主)が土地の所在する市町村の長を経由して知事に届け出ることが義務づけられています。

届出が必要な土地とは

- ・市街化区域
- ・右以外の都市計画区域
- ・都市計画区域外

土地月間や届出制度についてのお問い合わせは、
 企画開発課(63)1140(内線261)まで

「土地」を活かして 豊かな暮らし

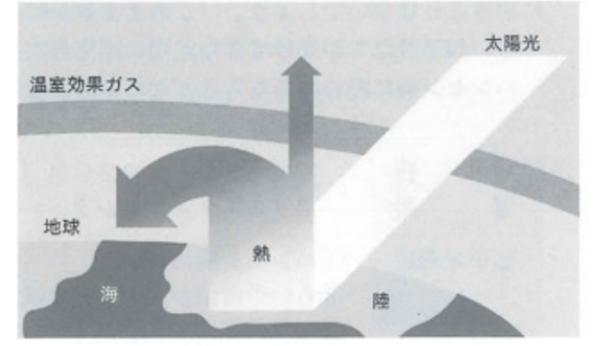
平成13年10月13日(土) 午前10時~午後4時
 場 所 延岡市社会福祉センター
 ☎0982(32)6555
 社団法人日本不動産鑑定協会九州沖縄不動産鑑定士協会連合会宮崎県支部による「不動産無料相談会」が開催されます。

～10月はエネルギーと環境を考える月間です～ 考えよう！みんなの地球・環境・エネルギー

私たちは今、電気・ガス・ガソリンなどのエネルギーを大量に消費することによって、快適で便利な生活を送っています。

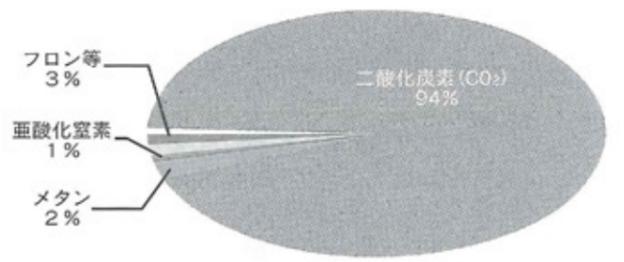
しかし、エネルギー資源は無限ではありません。また、エネルギーの大量消費に伴う二酸化炭素排出量の増加が地球温暖化という深刻な環境問題を引き起こしています。

地球温暖化のしくみ

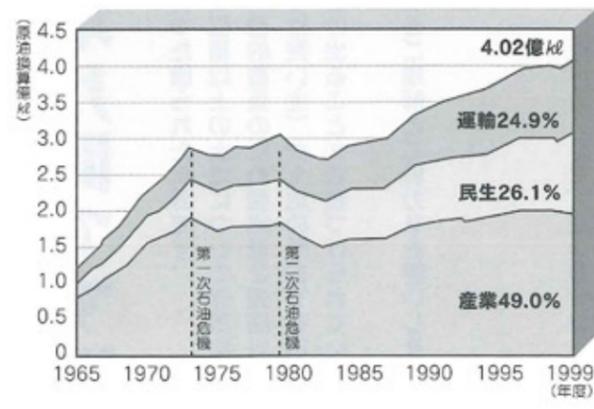


- このままの状況で地球温暖化が進んでいくと……
- 海面水位の上昇による沿岸地域の水没
 - 干ばつ、洪水、熱波、台風などの頻発
 - 食料不足や水不足の深刻化
 - マラリアなどの熱帯性の感染症の流行
- などの被害が予想されています。

日本の温室効果ガスの9割以上が二酸化炭素



日本のエネルギー消費の推移



将来を担う子どもたちにより良い環境を残していくためには、私たち一人一人が普段の生活の中で省エネルギーを意識し、実行していくことが必要です。

また、ゴミを減らしてリサイクルを推進することは、資源やエネルギーのむだ使いを防ぐとともに、自然環境の保護にもつながり、ひいては地球温暖化防止に大きく貢献します。

わたしたちの国民年金

●国民年金

わが国は、いま急速な高齢化が進んでいます。言いかえれば「老後の時間の長い社会」になりつつあるということなのです。その老後を実り豊かなものにするためには、生活そのものが安定していることが必要です。そのため国民年金は大きな役割を担っています。国民年金には自営業の人やサラリーマン、公務員など、すべての人が加入しています。老後の生活や、病気やけがで障害になったとき、また夫に先立たれたときなどに、遺族基礎年金、障害基礎年金を支給し、経済的な支えを行うことを目的としています。国民年金はみんながお互いに協力して、将来の生活を支えあう制度なのです。すべての人が国民年金から生活の基礎ともいえるべき共通の基礎年金を受け、厚生年金、共済年金などに加入した人は、上乗せの年金を受ける2階建ての年金制度です。

●国民年金Q&A

Q 私は、会社を退職し、会社員と結婚して、専業主婦となりました。国民年金には加入したことがありませんが、どのような手続きをすればよいのでしょうか。

A 夫が厚生年金や共済組合に加入している場合、その被扶養者となっている妻は「第3号被保険者」となりますが、そのためには本人の届出が必要です。この届出をしないと国民年金に加入したことになるはず、国民年金を受けるための資格を満たせなかったり、年金額が少なくなってしまうことになります。この届出には印かん健康保険証を持参してください。

Q 国民年金には任意の加入制度があるという聞きましたが、どのような人が加入でき、どのような手続きをすればよいのですか。

A 国民年金は、60歳までは強制加入となっておりますが、60歳になった時点で受給資格を満たしていない人は60歳より任意加入して受給資格を確保することが出来ます。この場合は受給資格を確保するまでの期間が、または60歳で受給資格は確保しているが、もう少し高い年金を受給したいと思われる方は65歳になるまで加入することが出来ます。任意加入を希望される方は、役場の年金係に申出てください。

Q 私は、会社で厚生年金に加入していましたが、転職を希望して退職しました。再就職も3ヶ月後に内定していますが、その間の空白期間は国民年金に加入して保険料を納めなければいけないのでしょうか。

A 我が国の年金制度では20歳から60歳までは、必ず何らかの年金制度に加入し、保険料を納めなければならぬ事になっています。すべての国民が65歳になった時に、20歳から60歳までの40年間保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受けられるようになっていくからです。たとえば、1ヶ月の空白期間のある人も国民年金に加入して保険料を納めてください。

厚生年金、国民年金の事で、相談したい事がありましたら、役場

国民年金のしくみ



お問い合わせ
の年金係までご連絡、相談してください。

お問い合せ
福祉課 国民年金係
☎(63)1140(内線228・229)

10月1日は「浄化槽の日」

毎年、10月1日は「浄化槽の日」です。

この日は、「浄化槽法」が施行された、昭和60年10月1日を記念して定められたものであり、この「浄化槽の日」を中心に、浄化槽法の周知徹底と、より良い浄化槽、特に水質汚濁の原因である生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及促進を図ることを目的に、全国各地で浄化槽関連行事が行われます。

水質保全と快適な生活を両立する合併処理浄化槽

わが国では、水洗便所の汚水を処理するための施設として下水道とともに「浄化槽」が普及し、浄化槽水洗化人口は、総人口の28%となっています。

浄化槽には水洗便所の汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、水洗便所汚水と台所汚水等の生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽がありますが、家庭用の小型合併処理浄化槽が開発されて、その設置が奨励される



ようになったのは、昭和60年代になってからであるため、現在設置されている浄化槽の85%は単独処理浄化槽です。しかし、新たに設置されてい

の活動を展開してきたところです。

平成12年12月1日より、浄化槽新設時には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられることとなりました。既に設置されている単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換の努力義務が明文化されました。

設置者の責任義務

浄化槽設置をしたら、法定検査・保守点検・清掃が義務づけられます。

法定検査

浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び第11条の規定により、新たに設置した場合には使用開始後6ヶ月を経過した後2ヶ月間に、その後は年1回定期的に、浄化槽の外観・内側の目視検査・水質検査等を行うことが義務づけられています。

保守点検とは？

浄化槽の「保守点検」では、浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかの点検、装置や機械の整備修理・汚泥の状況を確認、汚泥の引き抜きや清掃時間の判定、消毒剤の補充といったことを行います。当然、定期的に行うべきものですから、家庭用の浄化槽では4ヶ月に1回（処理対象人員が2人以上の場合は3ヶ月に1回）以上行うよう定められています。



お問い合わせ 生活環境課

☎(06)1140(内線2221・2223)

る浄化槽についてみると、平成元年度には10%に過ぎなかった合併処理浄化槽の割合が、平成11年には66%に上昇しています。また、小型合併処理浄化槽は、下水道のような管渠整備が必要な大規模生活排水処理施設にくらべると、工場で製造された施設を現場に埋設するだけで済み、何処にも短期間で設置できるうえ、下水道の2次処理と同等のBOD 20 mg/l以下という優れた処理性能を有しています。この小型合併処理浄化槽の優れた特長が、緊急を要する水道水源の水質保全を始め、快適な生活環境実現のための生活排水処理施設として有効なものとして、住民の方々から大きな期待を集めているのです。更に、高度処理型など新たな技術開発もどんどん進んでいます。

合併処理浄化槽の新設義務化

これまで、国、地方公共団体、関係業界、団体等の協力・連携により単独処理浄化槽の新設廃止、合併処理浄化槽の普及促進



環境衛生向上に関する運動について

現在、全国的に環境衛生向上に関する運動が行われています。その趣旨は私達が快適な生活環境を享受する上で、廃棄物の迅速かつ適切な処理や住環境の清潔保持を確保することは基本的要件であり、その充実に一層努めていく必要があります。

特に、近年における廃棄物の増加、質の変化は著しく、廃棄物の適正処理、環境保全の面から、ごみの排出抑制、減量化・リサイクルを図ることが急務となっております。住民、事業者、行政が一体となって循環型社会を構築することが強く求められています。ごみ減量 みんなで進めるリサイクル—ごみゼロ型社会をめざして—の統一標語を掲げ、全国でこの運動が展開されています。

運動の展開内容

1. 過剰包装の防止、使い捨て容器の使用自粛、不用品交換や資源ゴミの集団回収等の励行。
2. 町が行う分別収集への協力。
3. ごみの散乱防止。
4. 家庭を中心に清掃を行い、ねずみ・衛生害虫の駆除を実施する。
5. 公衆トイレやごみ集積所（ステーション）等の清潔保持。
6. 浄化槽の適切な維持管理と、合併処理浄化槽普及促進の取り組み。

上記項目を励行し、みんなが生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めましょう。

精神障害者

精神障害者の在宅支援
門川町で利用できるサービス



精神障害者生活訓練施設 援護寮 鳴子川荘

住所 東臼杵郡門川町宮ヶ原4丁目80番地 医療法人 浩洋会 田中病院
TEL 63-2801

授護寮とは…

入院の必要はないが、自分で日常生活をすることが難しいと思われる人や服薬、身の回りの事がある程度出来る人で、ひとり暮らしや家庭との生活において困難や不安を抱えている人、また、入院生活に慣れてしまい自立的な生活に不安な人などが、一定期間(原則2年、最長3年以内)共同で生活をするところです。

※日常生活訓練においては、精神保健福祉士や社会復帰指導員が掃除、洗濯、食事の支度、対人関係、通院・服薬、お金のやり繰り、生活のリズム、作業訓練、働く前の準備などについて援助します。

※部屋 全室個室

※定員 20名

※料金 室料(1ヶ月)15,000円。食費は1日1,000円。

その他、電気代、日用品費、医療費は実費、自己負担となります。

※日中の活動は、精神科デイ・ケアや作業所及び社会適応訓練事業所の通所訓練を行います。

精神障害者ショートステイ

住所 東臼杵郡門川町宮ヶ原4丁目80番地 医療法人 浩洋会 田中病院
TEL 63-2801

精神障害者ショートステイとは…

家族が病氣や冠婚葬祭などの諸事情で必要な介助を行えなかったり、本人が家庭内でストレスをため込んでいる場合、また、1人暮らしの人が一時的に生活に不安を抱えている場合などに短期間(原則7日間以内・必要最小限の範囲で延長可)利用できます。

※部屋 援護寮 鳴子川荘に伴設されています。

※定員 2人

※利用料金 1日2,000円(食事代を含む)

※利用申し込みは、病院もしくは施設の方へ直接申し込んでください。

精神障害者グループホーム グループホーム鳴子橋

住所 東臼杵郡門川町宮ヶ原4丁目80番地 医療法人 浩洋会 田中病院
TEL 63-2211

食事の世話や服薬、お金のやり繰りなどについての助言・相談など日常生活において必要な世話を職員(世話人)が行います。

※家賃 15,000円 部屋は、完全個室でお風呂、トイレ完備。共同で利用できるコンロあり。

※定員 6名

精神障害者の在宅生活支援に関するお問い合わせ

田中病院	☎63-2211	社会復帰事業部 部長 岩切
		精神保健福祉士 仲摩
門川町役場	☎63-1140 (内線230・231)	健康管理課 保健婦 久米

全国地域安全運動について

交 番



だ
よ
り

安全で住み良い地域社会の実現をめざして、「全国地域安全運動」が実施されます。

「全国地域安全運動」は、警察をはじめ関係機関・団体の緊密な連携のもと、防犯協会を中心に多数の地域住民や企業等の幅広い参加により、地域安全活動を更に推進するとともに、地域の安全に対する意識を広く普及する事を目的として実施されます。

運動の期間

平成13年10月11日(木)～10月20日(土)

スローガン

みんなでつくろう安心の街

運動の重点

最近、銀行や深夜スーパーを対象とした強盗事件や殺人事件など凶悪事件が増えています。

また、8月に発生した大阪府下の池田小学校の児童等多数殺傷事件をはじめ、児童に対する「声かけ事案」等、児童を対象とした凶悪な事件が発生しています。

しかし、一方では先の池田小学校の児童等多数殺傷事件を契機として、子供の安全対策について「安全な街づくりは自分たちの手で」という気運が高まり、地域住民による自主的な活動として、防犯パトロールや通学路の安全点検を実施するなどの動きが県内各地で広まっています。

「みんなでつくろう安心の街」をスローガンにみんなで「地域安全運動」に参加しましょう。

(1) 「地域安全運動」とは、

安全で住み良い地域社会を実現するため、生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害の発生を未然に防止し、あるいは発生時の被害拡大を防止する運動を言います。

これまで行われていた「防犯活動」の犯罪防止に加え、事故、災害による被害の未然防止と、発生した際の被害の拡大防止も含まれます。

地域安全運動を推進するためには、地域住民の自主的な運動が重要であり、これに対して警察、自治体、関係機関・団体が連携して積極的な支援を行っていきます。

(2) 県民一人ひとりが主人公 地域ぐるみで進めよう

自分で「自分自身」を、「自分の家族」を、「自分の財産」を守ろうとする気持ちが何よりも重要です。

(3) 一人はみんなのために、地域のために

地域安全運動は、郷土愛と連帯感を生みながら、安全のための学習と実践的な取り組みを進めます。

主人公は私たち一人ひとりです。

(4) 家庭で、地域安全について話し合いを

家庭でも出来る安全対策があります。

- ・ 暗がり、危険な場所の確認
- ・ 見慣れない人から声をかけられた場合の対応
- ・ 災害時における避難場所の確認
- ・ 家の戸締まり、火の用心
- ・ 地域における犯罪や事故の発生状況

等の身近な問題について、家族で話し合ってみましょう。

また、地域での各種会合等で安全についての話し合いの場を設けましょう。

安全確認は確実にお願いします。

物損事故	死亡事故	人身事故	8月中の交通事故
	3件4名(年間累計)	10件13名	
38件			

新シリーズ

思いやりの心で豊かな人間関係を…

『自分の権利について考えよう』

秋たけなわの10月になりました。“天高く馬肥ゆる秋”といわれるように、私の体重も馬なみに増えつつあります。増えるのは易し、減らすのは難し、自分の体重管理に苦勞していますし、また、皆さんも私と同じように悩んでいるのではないかといらぬ心配をしています。果物や穀物そして魚介類等々の自然の恵みに、何か幸せを感じる季節です。

豊かな自然の恵みに心も豊かになれば嬉しいのですが、ある調査に拠りますと約4割の人が人権侵害が多くなってきていると感じているとの報告がありました。

その内容は、①あらぬ噂、他人からの悪口、陰口、②プライバシーの侵害、③差別待遇、④名誉・信用の毀損、侮辱、の順になっています。みなさんも心当たりがあるのではないのでしょうか。

私たちは、このような人権侵害に少し鈍感になっているのかも知れません。タレントの噂話に熱中するのはタレントの人気を盛り上げるのに手助けしているようなものですから、たわいのないことかも知れませんが、身の周りの人達に害を及ぼすこともないでしょう。

しかし、身の周りの人達の噂話になるといろいろと問題がありますね。噂が悪口や陰口になったり、時としてプライバシーの侵害になったり、知らないうちに名誉・信用を傷つけたりすることになるのです。そして最も問題なのが、噂話に熱中する人が、このような人権侵害をしていることに気づかないでいるということです。

というのも、自己中心的な考えから生じる他人への思いやりの欠如や物質生活優先の社会風潮の中で他人の心の痛みについて鈍感になっているからではないのでしょうか。人の痛みがわからないと、人権は口先だけ、建前だけのものになってしまいます。

『人権尊重』という言葉は『思いやり』という言葉と置き換えると、良く理解できるのではないのでしょうか。『思いやり』の心を、自然の恵みと同じように豊かにしたいものです。

「午後5時に点灯、こまめな切替」運動を実施しましょう

9月21日から12月31日までの期間、車輛ヘッドライトの「午後5時点灯、こまめな切替」運動が実施されます。

この時期は日没が早く事故多発傾向にあることから「午後5時」には、車輛は点灯し、運転者自身の視認性を確保するとともに、周囲に対し、自車の存在を早めに知らせ注意を喚起することにより、事故防止を図ろうとするものです。

「こまめな切替」は、対向車等のない限り前照灯は上向き（ハイビーム）にするなど、こまめに切替え、歩行者等を早期に発見し、事故防止を図ろうとするものです。

また、自転車の点灯、歩行者の反射材の着用などもお願いいたします。

参考

本県における過去3年間の日没前後の1時間の交通事故分

析では、10月から12月にかけては

●死亡事故は、他の期間の2.9倍

●重傷事故は、他の期間の1.6倍

と多発しております。



「チャイルドシートの着用」を徹底しましょう

大事なお子さんを自動車に乗せる時はチャイルドシートを着用することは、ご承知のとおりです。

しかし、チャイルドシートを車両に装着しているにもかかわらず、子供さんをチャイルドシートに座らせない車がある、との声を聞きます。「時間が無いから」「子供がいやがるから」「いつも通る道だから」などと、やっかいがる人がいるようですが、子供さんを守るのは保護者しかいません。チャイルドシート着用の徹底をお願いいたします。

お知らせ連絡帳

募集

生涯学習講座「さるびあ塾」10月の講座案内

「健康体操」

10月8日は「体育の日」ですね。この日は「スポーツにしたいし、健康な心身をつちかう。」として、より豊かな生活を築き上げようとの願いを込めた祝日です。この10月に「健康体操」を学習することは、意義のあることだと考えます。一緒に学習しませんか。期日 平成13年10月18日(木) 時間 午後1時～午後3時 場所 中央公民館 体育室 講師 長野葉子氏(ヘアレス延岡)

自衛隊生徒の募集

応募種目 自衛隊生徒

応募資格 中卒(見込含む) 17歳未満の男子

受付期間 平成13年11月5日～平成14年1月4日

試験・最終合格 平成14年1月6日

二次 平成14年1月19日

最終合格 平成14年2月19日

*採用予定数は、

陸上自衛隊生徒 約250名

海上自衛隊生徒 約60名

航空自衛隊生徒約50名

となっております。

*1次試験会場については、

受付時または受験票交付時

にお知らせします。

*試験科目は、

国語・社会・数学・理科・

英語でマークシート式(択

一式)および作文(500

字程度)となっております。

*志願書類の請求ならびに問

い合わせ先は、

自衛隊日向募集事務所

(52)6914

門川町役場総務課

(63)1140

までお願いいたします。

お知らせ

「オータムジャンボ宝くじ」の賞金は、1等・前後賞合わせて2億円

「オータムジャンボ宝くじ」が9月27日から10月12日まで発売されます。賞金は1等・前後賞合わせて2億円です。この宝くじの収益金は市町

村の明るい街づくりや環境対

策、高齢化対策など地域住民

の福祉向上のために使われま

す。抽選日は平成13年10月17

日です。この宝くじは通信販

売で買うこともできます。



第16回かどがわ納涼花火大会

おかげさまで盛況のうちに

おりました

8月25日(土)、門川海浜総合公園で花火大会が開催されました。

午後8時から納涼花火大会が行われ、約4,800発の花火が門川の夜空を彩りました。

町内外から訪れた約4万人の観客も夏の終わりの楽しいひとときを過ごされたことと

思います。

花火大会の開催につきまし

ては、協賛金のご協力をいた

だきました区長さんをはじめ

町民の皆様および事務所の皆

様、また、当日ご協力をいた

だきました消防団、日赤奉仕

団、警察の皆様、そして、翌

日、会場および花火打ち上げ

場所の清掃をしていただきま

した(有)西の丸の皆様等、

多くの方々よりご協力を賜り

心よりお礼申し上げます。

今後とも、かどがわ納涼花

火大会が皆様方に愛され、本

町の活性化と発展につながる

よう努めてまいりますので、

ご支援ご協力お願い申し上げます。

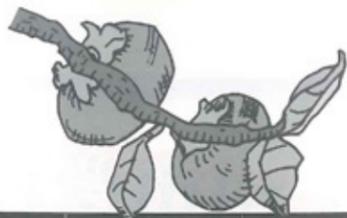
第16回かどがわ納涼花火

大会実行委員会

・門川町観光協会



10月のカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
9/30	1	2	3	4	5	6
	血圧測定 (9:30~10:30 門川町役場町民室) マタニティ教室① (13:30~15:00 門川町役場宿直室) IT講習会 (19:30~21:30 クリエイティブセンター)	胃・大腸がん検診 (7:30~9:30 東栄町公民館横) 鑑賞教室音楽公演「アジア悠久のひびき」 (10:00~11:20 門川中体育館) パーフェクトメニュー実践講座 (10:00~15:00 中央公民館)	胃・大腸がん検診 (7:30~9:30 門川町役場) IT講習会 (9:00~12:00 クリエイティブセンター) 3歳児健診 (H10年4~5月生対象 13:30~14:00受付 総合福祉センター) IT講習会 (19:30~21:30 クリエイティブセンター)	ゴミO活動 (8:10~8:20 門小周辺) IT講習会 (9:00~12:00 クリエイティブセンター) 消費生活セミナー「廃棄にならないために！」 (13:30~15:30 クリエイティブセンター)	稲刈り (雨天順延 西門小) IT講習会 (19:30~21:30 クリエイティブセンター)	
7	8	9	10	11	12	13
かどがわり曜朝市 (7:00~9:00 門川町役場駐車場)	体育の日 IT講習会 (19:30~21:30 クリエイティブセンター)	乙島学園 (9:00~11:30 中央公民館)	農林業用廃プラスチック搬入日 (8:30~11:30 清掃工場) IT講習会 (9:00~12:00 クリエイティブセンター) 高齢者合同研修会 (9:00~11:30 クリエイティブセンター) IT講習会 (19:30~21:30 クリエイティブセンター)	IT講習会 (9:00~12:00 クリエイティブセンター) 乳児健診 (H13年6~7月生 13:30~14:00受付 総合福祉センター) IT講習会 (19:30~21:30 クリエイティブセンター)	交通安全教室 (9:35~11:15 門小運動場ほか) 乳児健診 (H13年6~7月生 13:30~14:00受付 総合福祉センター) IT講習会 (19:30~21:30 クリエイティブセンター)	地域清掃活動 (五十鈴小学校)
14	15	16	17	18	19	20
男性料理教室 (10:00~ 中央公民館)	IT講習会 (9:00~12:00 クリエイティブセンター) IT講習会 (19:00~21:00 クリエイティブセンター)	乙島学園 (9:00~11:30 中央公民館)	IT講習会 (9:00~12:00 クリエイティブセンター) ポリオ③ (生後3~90ヶ月未満 14:00~14:30 総合福祉センター) IT講習会 (19:00~21:00 クリエイティブセンター)	花の日 (8:10~8:20 門小学級園) 職場体験学習 (門中2年生~19日まで) さるびあ塾 (13:00~15:00 中央公民館) IT講習会 (13:30~16:30 クリエイティブセンター)	農業体験学習 (門中1年生) IT講習会 (13:30~16:30 クリエイティブセンター) ポリオ② (生後3~90ヶ月未満 14:00~14:30 総合福祉センター) IT講習会 (19:00~21:00 クリエイティブセンター)	ハンセン病記録映画上映 (13:00~15:00 クリエイティブセンター)
21	22	23	24	25	26	27
かどがわり曜朝市 (7:00~9:00 門川町役場駐車場)	国民健康保険証更新 (~29日まで 町内各地区) IT講習会 (9:00~12:00 クリエイティブセンター) IT講習会 (19:00~21:00 クリエイティブセンター)		乙島学園 (7:30~17:00 興芸劇場) IT講習会 (9:00~12:00 クリエイティブセンター) 大腸ファイバー検査説明会 (9:30~門川町役場) IT講習会 (19:00~21:00 クリエイティブセンター)	ヘルスマイト教室 (10:00~ 中央公民館) IT講習会 (13:30~16:30 クリエイティブセンター)	町内陸上教室 (町内小学6年生 海浜総合公園) とまと教室 (10:00~15:00 中央公民館) IT講習会 (13:30~16:30 クリエイティブセンター) ポリオ① (生後3~90ヶ月未満 14:00~14:30 総合福祉センター) IT講習会 (19:00~21:00 クリエイティブセンター)	
28	29	30	31	11/1	11/2	11/3
読書感想文コンクール発表会 (9:00~12:00 クリエイティブセンター) 少林寺流空手大会 (9:00~ クリエイティブセンター)	IT講習会 (18:30~21:30 西門川活性化センター)	郡南部学校給食展 (13:30~草川小学校) 講演会「生活習慣病について」 (14:20~門中体育館) IT講習会 (18:30~21:30 西門川活性化センター)	大腸ファイバー検診 (予約制 9:00~ 門川町役場) IT講習会 (18:30~21:30 西門川活性化センター)			文化の日 いきいきまちフェスティバル イン門川 (~4まで文化会館)



私達町民の長い間待ち望んでおりました県道土々呂~日向線の五十鈴川に自転車・歩行者の為に側道橋が完成し、供用(使用)が開始されました。

五十鈴橋は朝夕の交通量が非常に多く、交通事故の発生が大変心配されていたところでした。

この側道橋は、日向土木事務所のご努力により平成11年度から着工し、総工費2億7500万円をかけまして完成したもので橋長約120m、幅員3mの橋です。わたしたちの通勤・通学に一段の安全性が確保されました。

なお、南町方面からの自転車のみなさんには五十鈴橋の直前にあります横断歩道を渡っていただくこととなりますが、自らの安全を守るためにも必ず側道橋を利用していただきますようお願いします。

また、この橋の両端にある銘板は、門川中学校の生徒の書によるものであることを併せてご紹介いたします。

五十鈴橋側道橋が、完成しました。



植物の観察をする参加者

小・中・高校生22名が集まり、門川温泉心の社を中心に宿泊体験活動「ふるさととわくわく体験2001」が行われました。このイベントでは野山を歩いたり、植物の観察、自然での遊び、草木染めなど、自然での活動を体験しました。

ふるさととわくわく
顔を発見しました。

全国中学校体育大会で全国優勝!



このほど山口県で開催された全国中学校体育大会剣道競技「女子個人」で門川中学校三年生菊池愛力さんが見事優勝されました。

これによりスポーツや文化活動で顕著な成績を残した県内の中学、高校生をたたえる「県学生栄誉賞」を受賞されました。

全国優勝おめでとうございます。今後のご活躍を期待します。

今月の納期

- 集合税 5 期
- 国民年金保険料 10月分

納期内に納入しましょう!!

● 町内人口

【9月1日現在人口】

男	女	計	世帯数
9,048 (9,035)	10,134 (10,135)	19,182 (19,170)	6,573 (6,564)

※()内は前月

町報

 **かどがわ**

発行日/平成13年10月1日
発行編集/門川町役場 総務課
〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1
TEL(0982)63-1140(代) FAX(0982)63-1356
印刷/安井株式会社

「町報かどがわ」についてのご意見・ご希望は、総務課までハガキかFAXでお送りください。